

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	環境部 環境政策課	
許 認 可 等 名	一般廃棄物処理施設の適合認定	
根 拠 法 令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
根 拠 条 項	第8条の2第5項	
連 絡 先	(電話 621-5217)	
審 査 基 準	基 準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則  (一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)  第4条の4 法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  (2) 設置場所  (3) 許可の年月日及び許可番号  (4) 竣工の年月日  (5) 使用開始予定年月日</p> <p>2 前項の申請書には、竣工後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他参考となる書類又は図面を添付するものとする。</p>
	参 考 事 項	徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日(休日を除く・休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	標準処理期間は設定しない。 (法に定めがなく、事業規模によるばらつきが大きいため、標準処理期間を設定するのは困難である。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)